

1 年半は起算日いつ

年休使って傷病手当金

問

傷病手当金の支給期間で疑問が生じました。年次有給休暇をまとめて消化してから傷病手当金を受給したとき、消化してから1年半なののでしょうか。消化し切る前に労務不能の期間がスタートしているように思うのですが…。

報酬の支給停止した日

答

傷病手当金は、労務に服することができなくなった日から起算して3日（待期）を経過した日から労務に服することができない期間、支給するとしています（健保法99条）。（連続して）3日間を年休とした場合も4日目から支給（昭26.2.20保文発419号）されます。傷手金は「支給を始めた日」から起算して1年半を超えない（同条4項）とあります。この解釈として、事業主から報酬全額を受けている者の支給期間の始期は、「報酬等の支給が停止された日から、または、報酬の減額支給によりその支給額が傷手金の額より少なくなった日から」です（昭25.3.14保文発571号など）。これは手当金計算の際の「直近12ヵ月間の報酬」をみるときも同じです（平27.12.18事務連絡）。本件をいいかえれば、報酬が、標準報酬月額 \times 30分の1に相当する額の3分の2以上である場合の期間は支給期間に算入しません。